

あそか苑中山寺居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」と言います）と社会福祉法人明照会が経営するあそか苑中山寺居宅介護支援事業（以下、「あそか苑」と言います）はあそか苑が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約（以下、「本契約」とします）を締結します。

第1条（契約の目的）

あそか苑は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との、連絡調整その他便宜の提供を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2 契約期間の満了7日前までに、利用者から文章によって契約終了の申し出（更新の拒絶）がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間が満了する日まで、自動更新する事とします。

第3条（介護支援専門員）

あそか苑は、介護保険法に定める介護支援専門員を、利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にその氏名を通知します。

第4条（居宅サービス計画の作成等）

あそか苑は、**次の各号に**定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者が居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受け利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- （1）居宅サービス計画の作成

- (2) 居宅サービス事業者等関係機関との連絡調整、その他便宜の評価
- (3) サービスの実施状況の把握及び、居宅サービス計画等の評価
- (4) 給付管理
- (5) 介護保険等に関する相談、説明
- (6) その他別紙に掲げる事項

第5条（居宅サービス計画の変更）

あそか苑は、居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合、又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合は、利用者の意見を尊重すると共に、あそか苑と利用者の双方の合意をもって、居宅サービス計画を変更する事とします。

第6条（要介護認定にかかる申請の援助）

あそか苑は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

第7条（サービス提供の実施記録等）

- 1 あそか苑は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成する事とし、これを第2条第1項に定める有効期間の満了日から5年間保管します。
- 2 利用者は、前項の記録を閲覧する事ができると共に、その複写物の交付を受ける事ができます。
- 3 あそか苑は、この契約の終了に伴い、利用者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第8条（料金）

本契約書に基づき、あそか苑が提供する居宅介護支援等に関する料金は別紙重要事項説明書のとおりです。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、あそか苑に対して、この契約の解約を希望する日の 7 日前までに解約を申し入れる事により利用者が希望する日をもってこの契約を解約する事ができます。ただし、利用者はあそか苑に対して、この契約の解約を申し入れ、別紙に定める解約料を支払う事により、直ちにこの契約を解約する事ができます。
- 2 利用者は、前項の規定に関わらず、契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、別紙に定める解約料を支払う事なく、直ちにこの契約を解約する事ができます。
- 3 あそか苑は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。この場合、事業者あそか苑は該当地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 4 あそか苑は、利用者又はその家族が介護支援専門員等に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知する事により直ちにこの契約を解約する事ができます。
- 5 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は該当各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ該当各号に定める日をもって自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所、又は入院した場合。該当：入所、入院した日。

(2) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）要支援 1・2 と認定された場合。

この契約の有効期間の満了日（該当自立（非該当）の認定が直前の要介護認定にかかるこの契約の有効期間の満了日後に行われた場合にあっては、該当自立と認定された日）

(3) 利用者が死亡、又は身体障害者養護施設へ入所する等、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合。該当：資格を喪失した日。

- 6 あそか苑は、この契約の終了に伴い利用者等が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第 10 条（秘密の保持）

- 1 あそか苑、介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利

用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険があるなどの正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 あそか苑は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。
- 3 あそか苑は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第 1 1 条（賠償責任）

- 1 **あそか苑は**、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 2 **あそか苑は**、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。
前項の規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。
- 3 あそか苑は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償の責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、あそか苑は損害賠償責任免れます
 - （1）契約者が契約締結に際しその心身の状況及び病歴等の重要事項に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったこと起因し障害が発生した場合。
 - （2）契約者の急激な体調の変化等。

第 1 2 条（苦情対応）

- 1 あそか苑は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合は、あそか苑が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情申し立て及び、相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2 あそか苑は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。

第 1 3 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者、又はその家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

第 14 条（信義誠実の原則）

- 1 利用者とあそか苑は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第 15 条（裁判管轄）

利用者とあそか苑、双方の協議によっても解決が困難な事項が生じ、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を、第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。

【契約書別紙】

1 担当する介護支援専門員

担当者は、あそか苑中山寺居宅介護支援事業所内で変更させて頂くことがあります。

2 第4条第6号に規定する、その他のサービスの内容について

- ① あそか苑は、居宅サービス計画の作成（変更）時及び利用者がサービスを利用する際に必要と判断した場合は、利用者の同意の上関連する医療機関、利用者の主治医との連携を図ります。
- ② あそか苑は、利用者がサービスを利用する際に、その財産管理や権利擁護の問題が発生した場合には、利用者の依頼に基づき関連機関への連絡を行います。

3 料金について

- ① あそか苑中山寺居宅介護支援に対しては、利用者の負担はございません。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦、1ヶ月当たりについての料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。（サービス提供証明書を市役所の窓口に提出しますと、後日の払い戻しとなる場合があります）
- ② 解約料 契約書本文第9条第1項、但し書きの解約の申し出により、直ちに契約を終了する場合は、1ヶ月分の解約料を頂きます。
- ③ 交通費 通常サービス提供地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合にはその旅費（実費）に対する支払いが必要になります。
- ④ 申請代行料 要介護認定の申請代行にかかる費用については、無料とします。
- ⑤ サービス提供実施記録等の複写料等の費用 サービス提供の実施記録等の複写料は実費を頂きます。

〔要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特別事項〕

1 居宅介護支援について

- ① 要介護認定までに、利用者が居宅サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から7日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ② ①の場合において、事業者は、居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づける事がないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ③ 事業者は、②により作成した居宅サービス計画について、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な居宅サービス計画の見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- ① 事業者は、要介護認定後、利用者に対してこの契約書の継続について意思確認を行います。この際に利用者から解約の申し入れがあった場合には、契約本文第2条1項の規定に関わらず、この契約は終了し、同9条1項の規定に関わらず解約料は頂きません。
- ② ①の意思確認により、利用者から解約の申し入れがない場合には、この**契約書別紙の特別事項に定める内容は終了します。**

3 注意事項

- ① 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担する事となります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供された居宅サービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を、利用者が負担する事となります。

令和 年 月 日

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（又は代理人）、あそか苑は記名捺印のうえ利用者、あそか苑が各1通を保管するものとします。

事業者 住 所 伊丹市中野西1丁目18番地

代表者名 社会福祉法人 明 照 会

理事長 善部 修 印

事業所 住 所 宝塚市安倉中5-18-5 ファミール安倉301

あそか苑中山寺居宅介護支援事業所

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者との続柄 _____

電 話 _____

利用者は署名が出来ないため、私は契約の意志を確認の上、署名を代行します。

署名代行人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者との続柄 _____

電 話 _____